

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

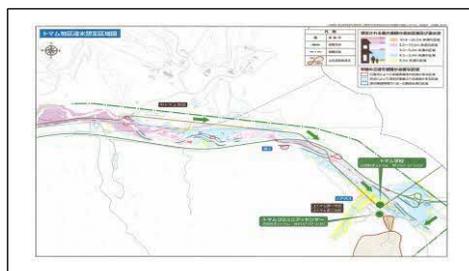
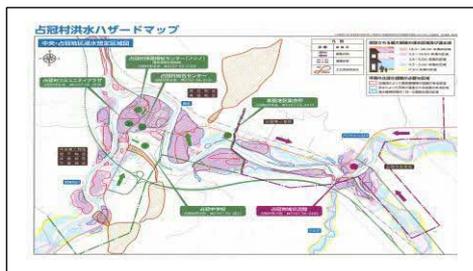
(洪水：占冠村洪水ハザードマップ)

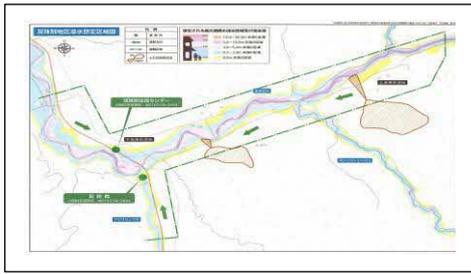
占冠村には一級河川鵜川・ペンケニニウ川・双珠別川・アリサラップ川・ポンソウシュベツ川の5本が流れており、鵜川が氾濫した場合の浸水想定区域は、占冠村洪水ハザードマップによると、小規模事業者の大半が所在する中央・占冠地区においては、浸水想定区域に含まれており、浸水域は3～10mとなっている。

また、大型リゾート施設が所在するトマム地区においては、小規模事業者が所在する一部が0.5～3mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
中央地区	0.5m未満	0
中央地区	0.5～3.0m未満	4
中央地区	3.0～5.0m未満	10
中央地区	5.0～10.0m未満	20
占冠地区	0.5m未満	2
占冠地区	0.5～3.0m未満	6
占冠地区	3.0～5.0m未満	4
占冠地区	5.0～10.0m未満	0
双珠別地区	0.5m未満	0
双珠別地区	0.5～3.0m未満	0
双珠別地区	3.0～5.0m未満	1
双珠別地区	5.0～10.0m未満	1
湯の沢地区	0.5m未満	1
湯の沢地区	0.5～3.0m未満	0
湯の沢地区	3.0～5.0m未満	0
湯の沢地区	5.0～10.0m未満	0
トマム地区	0.5m未満	1
トマム地区	0.5～3.0m未満	7
トマム地区	3.0～5.0m未満	7
トマム地区	5.0～10.0m未満	0

※ 小規模事業者数は、独自調査データ

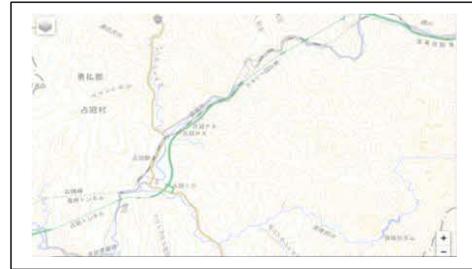




(出典：占冠村防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、土石流による土砂災害警戒区域が8ヶ所・土砂災害特別警戒区域が6ヶ所指定されており、当該区域内には小規模事業者が8者あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

占冠村に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると2個の断層帯と1個の海溝による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「石狩低地東縁断層帯主部」となっており、震度6強の地震が想定されているが、発生確率0%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立がほぼ0%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度4、2018年の胆振東部地震では震度4の地震が発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

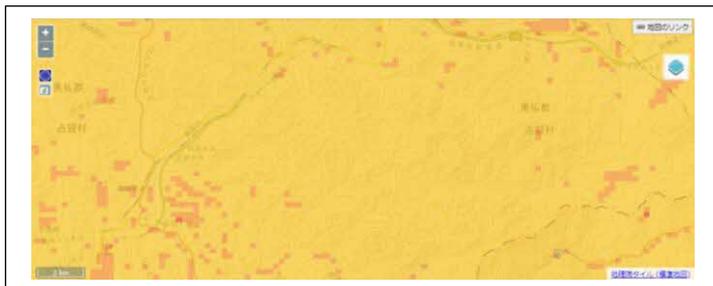
また、胆振東部地震の影響で近隣市町村はブラックアウトが発生し、電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少したケースもあるため警戒が必要である。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%
	南部	7.7程度以上	0.2%以下
十勝沖海溝		8.0～8.6程度	9%

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当村では、これまでも暴風雨等による数々の水害に見舞われてきた。特に平成 28 年 8 月 31 日に発生した台風 10 号において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、村道、農地、民有林等に被害が出た。特にトマム地区では上トマム浄水場が取水停止となり、自衛隊に災害派遣要請を行い、給水車による給水が行われたほか、村道、住宅においても床下浸水 5 戸等甚大な被害が発生した。被害総額 253,250 千円。災害対策本部も設置された。

なお、当村の気候環境は内陸性を示し、年間平均気温は 4.6℃とやや低い地域で、最高気温は真夏でも 30℃前後（最高気温極値 33.8℃）、最低気温は 1 月下旬頃の厳寒期でマイナス 30℃前後（最低気温極値 -35.8℃）と、年間を通して寒暖の差が大きいのが特徴である。

また、年間の降水量は平均値で 1,232.7 mm となっており、7 月から 11 月にかけて大雨となることがある。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
S37.8.3	集中豪雨	台風 9・10 号による集中豪雨 降雨量 290 mm	全壊 8 戸 床上浸水 230 戸 床下浸水 72 戸 流失 14 戸	農地等 391ha	道道 48 ヲ所 橋梁 19 本 河川 17 ヲ所	人的被害 4 名 (死者 1 名・行方不明者 2 名、負傷者 1 名)	12 億 5,400 万円
H15.8.8	台風	台風 10 号による大雨 降雨量 270 mm	床下浸水 6 戸	農地 土砂流入 13 ヲ所 50ha	林道 35 ヲ所 村道 5 ヲ所 河川 9 ヲ所	自主避難 82 人	2 億 3,800 万円
H28.8.31	台風	台風 10 号による大雨 降雨量 270 mm	床下浸水 5 戸	農地 土砂流入 1 ヲ所 4ha 農業施設 導水管 1 箇所破損	林道、作業道 2 ヲ所 村道 5 ヲ所 河川 1 ヲ所	トマム浄水場取水停止	3 億 9,880 万円

(出典：占冠村地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 2 月 17 日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し早急な対応を行っている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 87人 (独自調査データ)

・小規模事業者数 64人 (独自調査データ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	4	2	村内に分散
	製造業	6	6	村内に分散
	卸売業	0	0	なし
	小売業	11	11	市街地に集中
	飲食業	24	15	村内に広く分散
	サービス業・その他	42	30	村内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

項目	年月	備考
占冠村防災会議条例	S37.12	
占冠村地域防災計画	R2.3	
防災訓練の実施	R元年度	防災のしおり作成
	R2.8	防災訓練の実施
防災備品の備蓄	—	食料関係 ○備蓄食料 (2,527食) アルファ米等 (1,915食)、備蓄パン (48缶) 保存食スープ等 (564食) ○飲料水 (2,029本) 飲料水 500ml (2,029本) 防災機材関係 ○機材 救助工具 1セット、コードリール 8個、懐中電灯 32個、投光器等 5台、発電機 9台、携帯型ラジオ 10台、放射線モニタ 2台 ○資材 ブルーシート 15枚、防水エコシート 30枚、土のう袋 2,000枚 (大200・小1,800)、LPG (8kg) 2本、オイルマット 215枚 ○物資 エマージェンシーシート 174枚、段ボール製簡易トイレ 25個、救命胴衣 9着、スコップ 58本、土のう 450本、灯油 2000、ガソリン 350ろそうそく 220本、毛布 330枚、ひなんルーム 20個、組立ダンボールベット 60個、灯油ストーブ 12台他
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H.26.11	R2.2改定

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	H28.9	文書にて周知（北海道・日本政策金融公庫資金）
事業継続計画について周知	R1.9	北の瓦版にて周知
防災対策について対応	R2.12	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

<実施体制の課題>

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

<具体的な課題>

- ・予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り。
- ・感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄。
- ・リスクファイナンス対策としての保険の必要性。

3 目標

- ・行政及び自主防災組織、ボランティア団体等と連携した各種防災訓練に積極的に参加する。
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	4	2	1	0	0	0	0
製 造 業	6	6	1	0	0	0	0
卸 売 業	0	0	0	0	0	0	0
小 売 業	11	11	1	1	1	1	1
飲 食 業	24	15	1	2	1	2	1
サービス業・その他	42	30	0	1	2	1	2
合 計	87	64	4	4	4	4	4

※ 策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、まずは小規模事業者が一番多い中央地区の浸水域 5～10mの事業所（20 件）を優先させたうえで、おおむね 3 期（15 年間）で危険度が高い順に地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

（R8～12 年 22 件、R13 年～R17 年 22 件）

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催 (個別相談会)	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当村の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

占冠村	占冠村商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	4	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
製造業	6	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	24	15	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1
サービス業・その他	42	30	0	1	2	1	2	0	1	2	1	2
合計	87	64	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果は地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の中で発生する確率の高い大雨による河川の増水による水害が発生したと仮定し、当村地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	占冠村総合センター防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	占冠村企画商工課商工観光担当

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当村企画商工課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・占冠村災害対策本部の方針に従い、当村企画商工課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・氾濫危険水位を超えたとき ・村内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・村内に大雨、洪水等注意報が発表されたとき ・村内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・村内に震度4の地震が発生したとき 	経営指導員 補助員

・本計画により、当商工会と当村は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

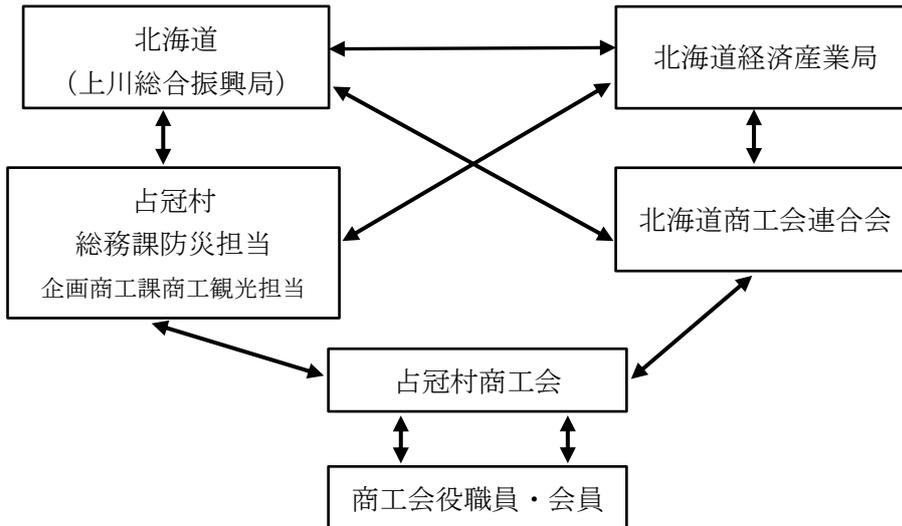
・当村で取りまとめた「占冠村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ村と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当村が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ村と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当村と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

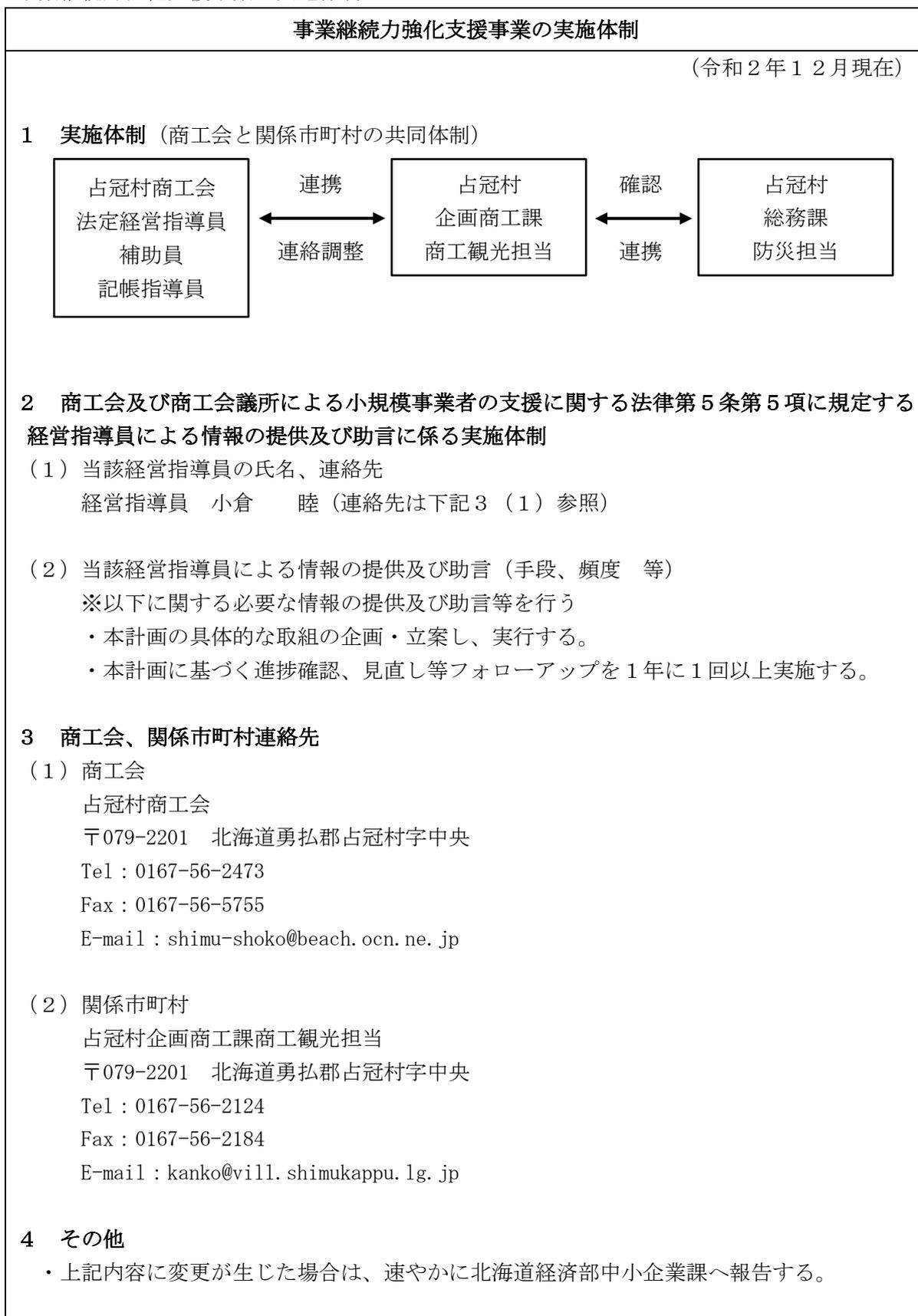
- ・占冠村の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、占冠村・占冠村商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	125	125	125	125	125
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	20	20	20	20	20
・ パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	35	35	35	35	35

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。